平成27年度　事業計画

志津川福祉の園

施設の運営方針

1）平成27年度重点目標

社会福祉法人山城福祉会の「理念」に基づき、施設の重点目標を次の通りとする。

①施設の基本理念である「働く喜びを感じる施設」づくりを徹底すると共に、利用者の個性を尊重し、明るく活き活きと過ごす楽しさと生き甲斐を感じられる支援をする。就労継続支援B型事業に於いては作業を通し、知識や能力向上のために必要な訓練を効果的に行い「働く」ことの意識が高められるように努める。また、生活介護事業に於いては日々の充実感が味わえる日中活動を提供し、工芸的活動を通して共に喜びが得られる支援を行う。
②目標工賃達成に向け、利用者・保護者等の意見を充分に反映させた収益増を期待できる商品開発や新たな販売方法、物価上昇に伴う商品値段の見直し等の実施を引き続き図る。
③利用者の動向を常に把握し迅速な対応を行うと共に、健康面、衛生面や安全面には充分配慮し危機管理マニュアルに基づき解決する。
④利用者の思いや訴え等の把握に努める。また、苦情等の問題提起については苦情受付担当者が公正に対処し、苦情解決責任者は速やかに解決に努める。
⑤専門知識や支援技術、虐待の防止、豊かな人間性を備えた職員となるため、研修会等に進んで参加し、自らの資質向上を図ると共に資格取得の奨励を行う。
⑥職員が一丸となって利用者支援を実現できうる活力ある職場を形成する為、コミュニケーションの場を設けると共に、報告・連絡・相談を基本としたチームワーク強化を図る。
⑦支援学校等からの体験実習を積極的に受け入れると共に地域との交流にも努める。
⑧生活をより豊かなものにする事を目的とした余暇的活動プログラムや土曜開園日を計画し、実施すると共に地域資源の利用や、ボランティア協力者との連携も図りながら活動の充実を目指す。
⑨共同生活援助事業所「グループホームかさとり」「グループホームまきしま」との連携を図り、共通した認識の下、個々の支援サービス充実の展開が図れるように引き続き努める。

2）「就労継続支援B型事業」の計画について

地域社会とのつながりを得て「働く」ことの経験を積み重ねることで一人一人の特性に合った就労の場の提供を行う。
その生産活動を通じ、知識や能力向上のために必要な訓練を効果的に行うと共に利用者本人の考えを大切にし、自助・共助の精神を育む。

障害特性に配慮し、画一的に陥る事なく個々の適正に照らした作業内容を創意工夫する。
また将来、本人の希望による就労移行支援サービスを目指し、より豊かな生活を実現する支援を行う。

①受託事業活動

福祉会館・散策路・公園等の清掃業務など、受託契約に即した作業契約内容の履行・遵守し、安全に留意して実施する。
また環境美化の作業を通じて、地域の方々との繋がりや、触れあい、交流を図り美しいまちづくりに寄与する。

②作業（生産）事業活動

自主製品の企画・製作・販売を柱に個々の持ち味を活かした利用者主体の製品作りや収益増を図れる商品開発と生産、及び利用者による販売の推進を行う。
作業工賃・作業時間については、別に定める作業工賃規定により示し、支払う。
生産（陶芸・縫製織物・養蚕）については、安定した工賃支給が図れる様にする為、利用者の力で出来る作業工程の工夫を行い、企業や諸団体からの請負作業にも積極的に取り組む。また、作業獲得に向けて営業活動にも力を入れる。
自主製品製作においては、技術の向上を目指し、増産体制を図る。
特に養蚕事業は以前より研究開発してきた品種『小石丸』の飼育・収繭・収卵の技術の習得及び人口飼料製造の技術力が充分備わったので、事業拡張を目指し本格的に利用者個々の障害特性を鑑み量産に取り組む。
作業で使用する機械類は充分に熟知した上で、細心の注意をはらい安全に取り扱うと共に、作業機械、作業工具の整備点検を日々実施し、常に良好な状態で使用出来る様にする。

③その他事業活動

模擬店の計画的な出店及び取扱商品の管理や整理を行い、販売時の収益増を目指すと共に、既存常設店舗についても定期的訪問を実施し、季節にあった商品販売や売れ筋商品の把握に努める。また、販売実習は一人一人の特性をふまえ、十分に力を発揮しうる支援体制を組む。

3）「生活介護事業」の計画について

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者本人の障害特性や ADL（日常生活動作）に配慮した日中活動の提供を行い、日常的な生活能力の維持や身体能力の向上を目指す。
また、一人一人にあった支援に努めると共に、社会の一員としての自覚も得られるよう工芸的活動を通じて活き活きと働く事への喜びを感じ、　日々の充実感が味わえるような支援を行う。

①工芸事業活動

手先や身体を使った動きの訓練を通して、形ある物を作り上げる喜びを体感し、生きがいを見つけられる工芸製品の製作を楽しむと共に、社会参加の一助として生産的な活動支援にも触れる。

②戸外事業活動

敷地内自然農園における土や植物との関わりや、地域の奉仕清掃活動、広報配布活動により、身体能力の維持向上を図ると共に、地域社会の一員としての自覚も育む。

4）会議について

①管理職会議　　月1回
②職員会議　　月1回
③支援員会議　　月1回（生産検討会議を含む）
④ケース会議　　月2回
⑤給食会議　　月1回（第３水曜日給食委員による）
⑥事業別会議　　月1回

5）生活支援について

挨拶、身だしなみ、手洗い、食事、歯磨き等の支援をする。また、月１回の美容カットボランティア協力を活用し支援する。

6）日課・週程及び月間計画について

①1日の日課を9時～16時の7時間とし、この間に「朝礼・休息・昼食・清掃・終礼」を組み込む。作業時間は9時～16「昼食休憩」1時間を除く6時間とする。
②年間の主たる行事等を実施するにあたっては事前の周知徹底を図り安全かつ楽しく全員が揃って参加できるように支援する。
③自治会活動を通じて、社会生活を自主的に営むための学習の機会をもつことで力を育めるように支援をする。月1回（第2金曜日）実施する。
④クラブ活動は年間行事との関連も踏まえた上で、利用者個々の趣味や関心の幅が広げられるよう月1回（第4金曜日）の計画を実施し取り組む。
また、広報活動の一環でもある和太鼓演奏の取り組みをクラブ活動としての位置づけをし、地域の方々との繋がり、触れあい交流の観点から発表の場としての出演依頼にも引き続き取り組む。

7）健康管理について

年2回の定期健康診断を実施すると共に、体重測定を毎月実施する。また、地域療育支援センターういるの専門家による歯科チェック、体脂肪測定等のアドバイスを受け、園医、看護師、保護者との連携を図り利用者の健康状態の把握に努める。

8）余暇活動について

地域行事等の情報提供を行うことで、社会参加の機会に繋がる支援をする。また、あらゆる機会を通じて余暇活動の企画を積極的に行い、取り組む事とする。

9）給食について

①献立については年3回の嗜好調査により利用者の声を反映させ、委託業者（株）花萬の担当者を含めた給食会議に於いて検討する。それを基に献立表を作成し、利用者に知らせる。

②四季折々の食材を取り入れた季節感が味わえるような栄養バランスを考慮した食事提供を行う。

③生活訓練も併せ、セルフ方式の配膳方法とする。

④利用者よりの申し出による体質的な課題（アレルギー、肥満、嚥下等）については協議し、適宜対応する。

⑤食を通してのコミュニケーションを大切にしながら食事マナーを守って、美味しく食事する。

10）その他

①安全対策として火災・地震等に対する避難訓練、及び消火訓練を年2回実施する。

②利用者の交通安全対策についても必要に応じて交通安全教室等を行う。

11）通所バス等の運行について

施設の立地条件に鑑み単独での通所が困難な施設利用者に対しては、利用者本人の ADL（日常生活動作）に即した停留所の設定（基本は公共バス停留所付近または主要駅ターミナル方式［近鉄・京阪・JR 等］）で送迎サービスをする。自立訓練の立場から、できる限り公共交通機関を利用し自力通所（徒歩・自転車）を今後も奨励する。

12）年間の主たる行事予定について

※出勤日として全員で参加をする行事

4月	わいわいカーニバル	【4月18日（土）】
6月	宇治市障害者スポーツ大会	【6月27日（土）】
8月	志津川福祉の園夏まつり	【8月8日（土）】
11月	宇治福祉まつり	【11 月1日（日）】
12月	志津川陶器まつり	【12月5日（土）】

※希望者参加行事

9月	宿泊旅行	【9月18日（金）～19日（土）】
11月	京都てんとう虫マラソン大会参加	【11月22日（日）】